

魚津市中学校部活動の在り方に関する方針

魚津市教育委員会

- 1 魚津市中学校部活動の在り方に関する方針（以下「部活動方針」という）策定の趣旨
この部活動方針は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「富山県運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という）に則り、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点から、以下の点を重視して、各種部活動が最適な形で実施されることを目指すものである。
 - (1) 部活動は、スポーツや文化活動等に興味・関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われること。
 - (2) 部活動は、体力や技能等の向上を図る目的以外にも、生涯にわたって豊かな生活を実現するための資質・能力の育成に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいこと。
 - (3) 部活動の意義を踏まえ、適切で効果的な活動が行われるように、学校全体で部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
 - (4) 部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直し、創意工夫による改善を進めることによって、生徒のバランスの取れた成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ること。

- 2 適切な運営のための体制整備
 - (1) 部活動方針の策定等
 - ① 校長は、部活動方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針（以下「中学校部活動方針」という）」を策定し、教育計画に位置付けるとともにホームページ等で公表する。なお、中学校部活動方針は、毎年度、魚津市教育委員会に提出する。
 - ② 部活動顧問は、年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時と場所等）を作成し、校長に提出する。
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
 - ① 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、適正な数の部を設置する。また、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるよう留意する。
 - ② 校長は、各部の活動内容を把握し、当該活動が生徒にとって適切であり、顧問の過度な負担となることがないように、必要に応じて指導・是正を図る。
 - ③ 教育委員会は、生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、適切に部活動指導員や外部指導員を配置する。なお、その任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の安全確保等に関する研修を行う。
 - ④ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 適切な休養日と活動時間の設定

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
 - ① 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の週末に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じて活動する。
- (4) 休養日については、学校や地域の実態を踏まえ、工夫して設定する。

<設定例>

- ① 学校全体で共通の休養日を設ける。
 - ② 運動部全体で共通の休養日を設ける。
 - ③ 定期考査前後の一定期間に休養日を設ける。
 - ④ ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (5) 目標の大会に向けて、活動時間を増やす時期が必要になることもあることから、休養日及び活動時間については、事前に活動計画等により校長の承認を得た場合は、次によることも認められるものとする。
- ① 休養日については、年間で104日以上設けることとし、そのうち週末は少なくとも52日以上を休養日とすること。
 - ② 大会や練習試合等により、1日の活動時間が(2)に抛り難い場合は、その後に休養日を設けるなど、生徒のバランスのとれた生活に支障が生じないように配慮すること。

4 適切な指導の実施

校長及び顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の安全・安心を確保するために、教育活動として適切な指導が行われるように努める。特に、下記の点に留意し、体罰等の不祥事の防止及び生徒の心身の健康管理、事故防止に向けた取組を徹底する。

- (1) 体罰の根絶、セクハラ・パワハラの防止、部費の適正な管理
- (2) 事故発生時の連絡体制の確立
- (3) 事故防止のための継続的・定期的な安全点検
- (4) スポーツ障害の予防や熱中症への対策
- (5) 部内での人間関係への配慮 等

5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

- (1) 教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないことがないよう、拠点校による合同部活動等の取組を推進する。
- (2) 教育委員会及び校長は、多様化する生徒のニーズに対応するため、専門的な実技指導力を有する指導者等を活用し、部活動の活性化と指導体制の充実に努める。

- (3) 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化活動環境の充実の観点から、学校の実態に応じて、体育協会や関係団体、保護者等と協力し、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境、文化活動環境の整備を進める。

また、教育委員会及び校長は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化活動に親しめる場所が確保できるように、学校施設開放を推進する。

- (4) 校長は、各部が参加する大会やコンクール等を把握し、それらの教育的意義を考慮した上で生徒や顧問の過度な負担とならないよう、各部が参加する大会等を精査する。